

○農林水産省告示第 号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七号）を次のように変更したので、同法第四条第五項及び第四十条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

目 次	目 次
<p>第1章 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進</p> <p>第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項</p> <p>農林漁業が就業者の減少や高齢化、<u>人口減少に伴う国内市場の縮小</u>など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。</p> <p>このため、農林漁業者等が明確な事業戦略の下で取り組む農林漁業及び関連事業の総合化を促進することにより、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の生産・加工・流通過程において、価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する必要がある。</p> <p>また、こうした取組を通じ、消費者ニーズを踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農林漁業経営体の創出を促進することが重要である。</p> <p>さらに、<u>バイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、農泊、農福連携、ジビエ利用</u>など、<u>農山漁村の多様な地域資源をフル活用し他分野と連携する取組</u>を促進し、農山漁村全体の活性化を推進する必要がある。</p> <p>このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の6次産業化を強力に推進する。</p> <p>第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向</p>	<p>第1章 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進</p> <p>第1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項</p> <p>農林漁業が就業者の減少や高齢化、<u>所得の減少</u>など厳しい状況にある中、今後、その競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農山漁村の所得の増大と農林水産分野への再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。</p> <p>このため、農林漁業者等が明確な事業戦略の下で取り組む農林漁業及び関連事業の総合化を促進することにより、農林水産物等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項に規定する農林水産物等をいう。以下同じ。）の生産・加工・流通過程において、価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する必要がある。</p> <p>また、こうした取組を通じ、消費者ニーズを踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農林漁業経営体の創出を促進することが重要である。</p> <p>さらに、<u>農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携</u>など、<u>地域の多様な資源を活用した取組</u>を促進し、農山漁村全体の活性化を推進する必要がある。</p> <p>このような視点に立ち、政府は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の6次産業化を強力に推進する。</p> <p>第2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向</p>

1 (略)

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、IT・ロボット等を含めた幅広い関係者とも連携しつつ、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農泊施設、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに農林漁業者等による市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための取組を支援する施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

1 総合化事業

(1) 総合化事業の内容

総合化事業は、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす必要がある。

ア 農林漁業者等が行う事業であること。

(ア) 総合化事業の主体となる農林漁業者等

法第3条第1項の「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいい、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織す

1 (略)

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の基本的な方向

農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、輸出、農林漁家民宿、農林漁家レストラン等での提供等に主体的に進出し経営を多角化・高度化する取組を推進する。

また、農林漁業者等がバイオマスを加工し、得られたエネルギーや製品の販売に進出する取組や、地域の多様な事業者が太陽光・水力・風力等を活用してエネルギーを生産し、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の用に供する取組を推進する。

さらに農林漁業者等による市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための取組を支援する施策と連携しつつ、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を推進する。

第3 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

1 総合化事業

(1) 総合化事業の内容

総合化事業は、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす必要がある。

ア 農林漁業者等が行う事業であること。

(ア) 総合化事業の主体となる農林漁業者等

法第3条第1項の「これらの者の組織する団体」とは、農業協同組合、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする協同組織をいい、同項の「主たる構成員又は出資者となっている」とは、議決方法に関する定款等の定めに応じ、農林漁業者又は同項の「これらの者の組織す

る団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

(イ) (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

1・2 (略)

3 支援体制の整備

- (1) 地域資源活用・地域連携サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を

る団体」が、意思決定について主導的な役割を果たし得るものであることをいう。

なお、法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等について、株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。以下同じ。）（以下「機構等」と総称する。）が法第3条第1項に規定する構成員等となった場合にあつては、機構等は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）3の規定に基づき、意思決定における農林漁業者の主導性の確保に努めることとなる。このため、農林漁業者又は法第3条第1項の「これらの者の組織する団体」は、当該農林漁業者等の総株主又は総社員の議決権の数のうち機構等が有する議決権の数を除いた残余の議決権の過半数を有していることにより、引き続き、当該農林漁業者等の意思決定について主導的な役割を果たし得るものであると認められる。

(イ) (略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

第4 その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

1・2 (略)

3 支援体制の整備

- (1) 6次産業化サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を

「地域プランナー等」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、地域プランナー等の選定、登録及び派遣を行うほか、地域プランナー等による支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。

- (2) 地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、地域資源活用・地域連携サポートセンター、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。

この体制においては、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの下、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における6次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。

さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、地域資源活用・地域連携サポートセンター等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。

第2章 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

1 基本的考え方

地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食

「6次産業化プランナー」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行うほか、6次産業化プランナーによる支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。

- (2) 地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、6次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。

この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における6次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。

さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、6次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。

第2章 地域の農林水産物の利用の促進

第1 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

1 基本的考え方

地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食

料等に関する国民理解の醸成、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。

このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。

(1)～(8) (略)

2 (略)

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

1 直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、農林水産業の持続的かつ健全な発展には、それぞれの地域での取組が活性化していくことが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う直売所について、都道府県単位での年間販売額が現状値（令和6年度）から維持・向上した都道府県の割合を令和12年度までに80%以上とすることを旨とする。

2 学校給食における地場産物の使用に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林漁業及び関連事業の振興にもつながることから、学校

料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。

このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。

(1)～(8) (略)

2 (略)

第2 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

1 直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、安定的な経営を行う直売所の数が増加することが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上とすることを旨とする。

2 学校給食における地場産物の使用に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林水産物の活用にもつながることから、学校給食におい

給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。加えて、地域の特性に応じた地産地消を促進する観点から、学校給食における国産食材に占める地場産物の使用割合（金額ベース）を令和12年度までに全国平均で70%以上とすることを目指す。

3 都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

農泊等の取組を通じ都市と農山漁村の交流を推進することは、都市農業の振興等と相まって都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機を提供し、その地域の活性化につながることから、農泊地域での年間延べ宿泊者数について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第1項に規定する食料・農業・農村基本計画に定める目標を達成することを目指す。

第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

1・2 （略）

3 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

（1）関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

また、国は、令和8年4月から公立小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が行われるところ、地域の特性に応じた給食の質の向上に係る地方公共団体の取組を推進するため、学校給食における地域の農林水産物の利用に係る好事例を収集し、横展開を進める。

て地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。

3 都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

地域の農林水産物の利用の促進には、都市と農山漁村の交流の促進、都市農業の振興等を通じ、都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機の提供が重要であることから、グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数の合計を、令和7年度に1540万人とすることを目指す。

第3 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

1・2 （略）

3 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

（1）関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

(2) 生産者と関係者との連携の強化等

国及び地方公共団体は、生産者、農業協同組合系統組織、栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携した以下の体制が整備されるよう努める。

ア 地域において生産される農林水産物の種類や出荷時期、学校給食等の調理の実情に応じた規格等、それぞれの事情について、生産者と関係者が継続してコミュニケーションを行う場を設けることで相互理解を図る体制

イ 食材の需要量、生産者の作付計画、日毎の出荷量等を考慮し、地域の農林水産物の需要と供給の効率的な調整を図る体制

ウ 不作・不漁時の食材の補完、地域の農林水産物の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成等を通じた食材を安定的に供給する体制

(3) (略)

4 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保

(1) 多様な品目を安定的に生産する体制の整備等

国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、ジビエ利用の取組を推進するよう努める。

(2) ・ (3) (略)

5 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等

国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考

(2) 生産者と関係者との連携の強化等

国及び地方公共団体は、生産者等と栄養教諭その他の教育関係者、食材納入業者等の関係者が連携して行う、学校給食等の調理の実情に応じた規格・処理基準の作成、不作・不漁時の補完体制を含めた安定的な供給体制の整備等の取組を推進するよう努める。また、生産者の組織する団体、地方公共団体等が、地域の農林水産物の種類、収穫時期、生産量等に係る情報を提供することができるよう、必要な体制の整備に努める。

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (略)

4 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保

(1) 多様な品目を安定的に生産する体制の整備等

国及び地方公共団体は、多様な品目を安定的に生産・供給するための新品種や栽培方法の導入、地域の消費者及び食品関連事業者の需要に応じた一次加工の取組等に対する支援に努める。また、鳥獣被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲又は殺傷をした鳥獣の肉等について、その安全性を確保しつつ、加工、販売、料理への活用等を行う取組を推進するよう努める。

(2) ・ (3) (略)

5 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等

国及び地方公共団体は、国民一人一人が食について自ら考

え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。

(1) 地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進

国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農泊、都市と農山漁村との間の交流、都市と農村との双方に居所を有する生活をすることのできる環境整備、市民農園の整備の推進その他必要な取組への支援に努める。

(2) (略)

6 国民の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、食料システムの各段階における関係者の取組や持続的な供給に要する合理的な費用について、理解がなされるよう配慮する。

7 (略)

第4 (略)

第3章 (略)

え、判断を行う能力を養うため、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流を図るよう努める。

(1) 地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動の促進

国及び地方公共団体は、農林水産物・食品の生産、販売等の現場における消費者の体験活動の促進や生産者との交流の機会の提供に努める。また、農山漁村における農作業等の宿泊体験活動、観光関係者と農山漁村地域が連携したグリーン・ツーリズムの推進の取組等による都市と農山漁村の交流の促進に努める。

(2) (略)

6 国民の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用に取り組む者の活動事例等のホームページ、機関誌等への掲載、地域の農林水産物を利用した各種イベントの開催・協力等により、国民の理解と関心の増進に努める。その際には、生産、流通、販売の各段階における生産者や事業者の取組や実情について、コスト面も含めた理解がなされるよう配慮する。

7 (略)

第4 (略)

第3章 (略)